

# もっと暮らしやすい榛東村にするために 第3期榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定

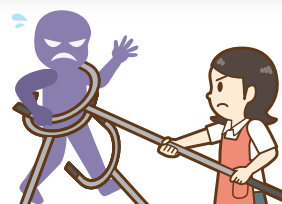
榛東村における住民参加型の地域福祉活動を推進するため「住民座談会」を南小校区、北小校区で実施し「もっと暮らしやすい榛東村にするために」をテーマにグループごとに分かれ、地域福祉に関する意見・提案・要望等を共有し、第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画へ反映いたしました。



## 地域福祉計画と地域福祉活動計画の役割

- ①住民と福祉に携わる事業者・団体、行政が力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組む仕組みが「地域福祉」であり、その仕組みを具体的な形にまとめたものが「地域福祉計画」とそれらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定めるものが「地域福祉活動計画」です。
- ②地域福祉計画は、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村 地域福祉計画」に規定されています。
- ③地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に規定される市町村社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。

## 不審者侵入対応訓練



2月26日、ふれあい館「大広間」において、社会福祉協議会職員を対象に一人ひとりが日頃から防犯意識を高め、緊急時も迅速、安全に対応できる体制づくりを目的に、渋川警察署生活安全課より高橋氏を講師に迎え、「不審者侵入対応訓練」を実施しました。

訓練は、はじめに護身術のポイントを学び、その後、施設内に設置してある刺股の正しい使用方法や様々な場面を想定した訓練のご指導をいただきました。

また、近年、増加している犯罪についてもお話いただき、日常生活の防犯意識が薄かったことに気づいた点も多くありました。

